

聚に住することに反する。

因位としての菩薩位には同じを用いて、果位の仏には等しいのみを用いている。信心の人は因位にある者である。菩薩の位であり、同じと表現している。

親鸞は、『華嚴経』に浄土教要素を見ているのである。

親鸞浄土教における光の形而上学的意義

安藤 章仁

あらゆる宗教において光の持つ意味は大きいが、親鸞においては、光が親鸞浄土教を成立させる存在論的意味を持ち、しかも多様な理解が示されるところに特徴がある。特に晩年七十代から光に対する関心は顕著に深まっていくな。

親鸞の光に関する用語例を調べると、大別して六つの理解があることがわかる。一つは、光としての仏身仏土である。阿弥陀の言語や「浄土三部経」に導かれながら親鸞は、漢語和語の自著の中で光としての仏身仏土論を展開している。二つには、『弥陀如来名号徳』の清浄、歓喜、智慧光の解説にみられる法蔵菩薩の菩薩行に成立根拠をもつ光である。この三光への注視は、玄一『無量寿経記』や憬興『述文讃』といった新羅浄土教典籍から源信、法然に伝承される日本浄土教を受けるものであり、光の成立を法蔵因位に求める親鸞オリジナルの理論的根拠は『一念多念文意』の二種法身論に示されている。三つめは光の本質を智慧とし、また慈悲のはたらきとみることである。光としての智慧は、救済の根拠であり、仏名の根拠ともなるので、親鸞浄土教においては大切な理解である。また、光、智慧、慈

悲を有機的な無限のはたらきとして捉えるのも親鸞の光に関する大乘仏教的理解である。四つめは、はたらきとしての光である。ここでは、浄土教の伝統に基づき無明の闇を破す救済のはたらきとして光が捉えられている。特に心光は、親鸞浄土教において実存の深みを照らすとともに救いの現生性に関わる点で重要である。また、光号因縁では親鸞浄土教における仏道成立の契機として光明が取り上げられている。救済としてのはたらきだけではなく、仏道成立の要因とするところに親鸞における多様な光のはたらきを見ることが出来る。五つめは、聞光力、香光莊嚴の語にみる感官に展開する光である。これらの用語は、嚴密に經典に基づくもので、受け手の感覚的クオリアではない。「信文類」にも触光柔軟の願が引用され、真仏弟子の在り方を規定しているが、感官に関わる光の表現は、実体化されるものではなく「衆生ヲ仏道ニイラシムル」(『浄土和讃』)はたらきとしてみるべきである。六つめは、広略相入にみる光である。ここでは親鸞浄土教における光の成立根拠が示されるとともに、限定されることのない光の原意が明らかにされている。

親鸞浄土教における光の問題で特徴的なことは、親鸞が光を色、形、言葉などで具象的に表現していることである。上下の賛銘が親鸞自筆の専修寺本「紺地十字名号」「黄地十字名号」、妙源寺本「光明本尊」の中幅には、それぞれ控えめに細い波状、地色そのものを光と見立てる、広中の波状といった三様の光が具象化されている。ここでは光は、画一化されずに仄かに形象化されている。さらに親鸞は、言葉として「歸命盡十方无碍光如来」「南无不可思議光如来」「南无不可思議光佛」といっ

た複数の光の仏名を本尊として製作している。光を具象化するにあたって一つの形や言葉に限定していないところに、親鸞浄土教における光の原意が反映されている。あわせて、その原意が理論にとどまるのではなく、実践的に躍動することを実証しているところに親鸞における光の捉え方の特徴がある。

以上、親鸞における光の多様の理解と具象的表現を概観して明らかにすることは、親鸞浄土教においては、光はダイナミックなはたらきとして意味を持つているということである。そこでは自然の事象としての光を觀念にとどめるのではなく、真実のはたらきとして多様に展開させている。メタファーとしての光、具象化される光は、実体的に捉えやすいが、親鸞浄土教において光に関わる場には、常に広略相入で示される光が成立する存在論的意義が作用している。このように親鸞浄土教における光は、対象化されない思想的実践的基盤に成立しているところに形而上的意義がある。

『教行信証』における阿闍世の救済と逆謗除取

林 智康

親鸞聖人は主著『教行信証』教巻に、「夫顕真実教者、則『大無量寿経』是也」と、真実の教として『大経』を述べている。そして信巻の初めには『大経』の第十八願文と第十八願成就文を引いて、「設我得仏、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、若不生者、不取正覺。唯除五逆謗正法」「諸有衆生、聞其名号信心歡喜、乃至一念、至心回向。願生彼國、即得往生住不退転。唯除五逆謗正法」と述べている。

両文の最後にある「唯除五逆謗正法」の文を、親鸞聖人は『尊号真像銘文』に、「(唯除五逆謗正法)」といふは、(唯除)といふはただ除くといふことばなり。五逆のつみびとをきらひ謗正法のおもきとがをしらせんとなり。このふたつの罪のおもきことをしめして、十方一切の衆生みなもれず往生すべしとらせんとなり」と、五逆罪と謗正法罪が重罪であることを示して、すべての衆生をもらさず浄土に往生させるのであると述べられている。

信巻の後半においては『涅槃経』四文が連引されている。初めの現病品に、難治の三病として、謗大乘、五逆罪、一闡提を挙げて、この三病は極重で声聞・縁覚・菩薩の三乗では治すことができないと述べる。そして、続く梵行品二文において、五逆罪の代表として阿闍世の救済について詳細に述べられる。初めの梵行品では、阿闍世は六臣による六師外道の説を斥けて、耆婆によって慚愧の心を生じて仏法にめざめていく。ここでは、六臣の一人である悉知義が、過去・現在の殺父の悪王の名を列ねて、阿闍世の無罪を主張している。次の梵行品においては、釈尊は涅槃に入らず月愛三昧によって、阿闍世に無根の信を生じさせる。最後の迦葉品においては、耆婆が阿闍世に殺父と殺須陀洹(聖者の位についた父王)の二重の罪業は、仏陀以外は除くことができないと論じている。

これらの『涅槃経』の文を承けて、聖人は難化の三機・難治の三病は大悲の弘誓、利他の信海、すなわち本願醍醐の妙薬によって治療されると述べられる。

続いて、「難化の機」について、『大経』の「唯除五逆謗正